

## 平成19年度以降の山形県PTA連合会安全互助会事業について

\*平成18年6月23日の「県PTA連合会総会」において決定された事項

### 1. 法律改正による自主運営の規制

「保険業法の一部を改正する法律」(2006・4・1)により、県PTA安全互助会事業には保険業法の規定が適用され、平成18年4月1日からは、これまでのような自主運営ができなくなった。

自主運営をするには、免許制か登録制の資格が必要であり、資格がない場合は、事業を解散するか、保険会社に契約移転をすることが必要。

2年間の経過措置により、平成18年度は「特定保険業者」の届け出を行い運営された。平成19年度からは、共栄火災海上保険株式会社に契約移転する。ただし、平成18年度分(平成18年4月1日から平成19年3月31日)の補償・支払いは山形県PTA連合会安全互助会が行う。

### 2. 平成19年度以降の「山形県PTA連合会安全互助会」事業について (総会で承認された事項)

- (1) 安全互助会会則22条により、自主運営を解散し、事業と残余の財産は県PTA連合会が引き継ぐ。
- (2) 「共栄火災海上保険株式会社」に契約移転をして事業を継続する。  
安全互助会会費・補償はこれまでと同様とする。  
(但し、教職員会費の一部値上げ、準保護は有料となる。)  
安全互助会会費の中の運営費で事業を運営する。
- (3) 県PTA連合会への位置づけ  
県PTA連合会会則を改定する(「安全互助会委員会」を設ける)。  
県PTA連合会安全互助会会則を設定する。  
会計は「県PTA連合会会計」の中に一本化する。
- (4) 県PTA安全互助会基金等の活用について  
平成18年度の補償金に充てる。  
平成19年度以降の郡・市PTA活動補助金に充てる。  
残額を積み立て基金として、その利子を今後の県PTA連合会及び各郡・市PTAの活動補助金として活用する。
- (5) 基金の管理について  
県PTA連合会会則に基づいて、厳正に会計監査を行う。  
監事3名中1名は、専門職とする。

### 3. 新「安全互助会」の手続きについて

- (1) 県PTA連合会は、共栄火災海上保険(株)と保険契約を締結し、会員の「取りまとめ行為」を行う。(とりまとめは募集行為ではない。)
- (2) 県PTA連合会は、単位PTAに対する加入のお願いはできる。単位PTAは会員に対して募集行為(保険内容等の説明)はできないが、募集要項(案内)に書いてあることの読み合わせをすることができる。
- (3) 平成19年3月、各単位PTAに配付された「事務取扱概要(事務の手引き書)」をご覧下さい。